

# 固定資産税(家屋)の減額措置のお知らせ

## バリアフリー改修を行った場合

対象住宅 平成19年1月1日以前から存在し、次のいずれかの条件に該当する方が居住している住宅(賃貸住宅は除く。)

65歳以上の方(工事の完了した年の翌年の1月1日現在の年齢)

要介護認定または要支援認定を受けている方  
障害のある方

対象工事 平成19年4月1日～平成25年3月31日の間に行われた次の工事

廊下の拡幅 階段の勾配緩和 浴室の改良  
便所の改良 手すりの取付け 床の段差解消  
出入口の戸の改良 床表面の滑り止め化

費用要件 補助金や介護保険からの給付等を除く工事費自己負担額が30万円以上のもの

軽減内容 改修工事が完了した住宅の翌年度分の固定資産税額を1/3減額

(1戸あたり100㎡分までを限度とし、1戸につき1度限り有効)

「新築住宅に対する減額」や「住宅耐震改修に伴う減額」とは同時に適用されません。

## 耐震改修を行った場合

対象住宅 昭和57年1月1日以前から存在している住宅(居住部分の割合が1/2以上)

対象工事 現行の耐震基準に適合した工事で、平成18年1月1日～平成27年12月31日の間に完了したもの

費用要件 耐震改修工事に要した費用の合計額が30万円以上であること

軽減内容 改修工事が完了した住宅の翌年度分からの固定資産税額を減額

| 耐震改修工事の完了時期           | 減額措置の内容 |                            |
|-----------------------|---------|----------------------------|
| 平成18年1月1日～平成21年12月31日 | (受付終了)  | 左記の期間<br>固定資産税額を<br>1/2に減額 |
| 平成22年1月1日～平成24年12月31日 | 2年間     |                            |
| 平成25年1月1日～平成27年12月31日 | 1年間     |                            |

1戸あたり120㎡分までの部分  
「バリアフリー改修に伴う減額」や「省エネ改修に伴う減額」とは同時に適用されません。

## 省エネ改修を行った場合

対象住宅 平成20年1月1日以前から存在している住宅(賃貸住宅は除く。)

対象工事 平成20年4月1日～平成25年3月31日の間に、次の から までの工事のうち、 の工事、または とあわせて行う ～ の工事であること( の工事は必須)

窓の改修工事(複層ガラス化など) 床の断熱改修工事  
天井の断熱改修工事 壁の断熱改修工事

費用要件 省エネ改修工事に要した費用の合計額が30万円以上であること

軽減内容 改修工事が完了した住宅の翌年度分の固定資産税額を1/3減額  
(1戸あたり120㎡分までを限度とし、1戸につき1度限り有効)

バリアフリー改修を同年に行った場合には、あわせて2/3が減額されます。  
「新築住宅に対する減額」や「住宅耐震改修に伴う減額」とは同時に適用されません。



3つの改修全てについて

改修工事完了後、3か月以内に  
申告書の提出が必要です。

詳しい内容は、福崎町公式ウェブサイトにも掲載しています。  
問い合わせ先 税務課資産税係(内線346)

## ペットの飼主の義務について

ペットの飼主は、法的義務とマナーを守ってペットを飼育してください。

犬の登録と狂犬病予防注射

生涯1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けてください。

犬の放し飼いの禁止

屋外で飼育する場合は、鎖などでつなぐ、しっかりと囲いの中で飼ってください。

散歩時のマナー

散歩時は、犬をリードなどにつないでください。また、外出時の糞は必ず持ち帰ってください。他人の迷惑となります。

猫の屋内飼育

猫の糞尿も他人の迷惑となります。猫は屋内で飼育してください。

ペットがいなくなったとき

ペットがいなくなったときは、見つからなければ、警察、動物愛護センター、現場住民生活課へ連絡してください。

飼い犬が死亡したとき

飼い犬が死亡したら、30日以内に鑑札を持ち、役場住民生活課に死亡届を提出してください。犬の火葬・埋葬は、直接民間の専門業者やこつふく苑に依頼してください。

(ペットについての連絡先)

動物愛護センター 龍野支所

0791-635146

福崎警察署(会計課)

23-0110

こつふく苑

079-2323196

(住民生活課 内線373)

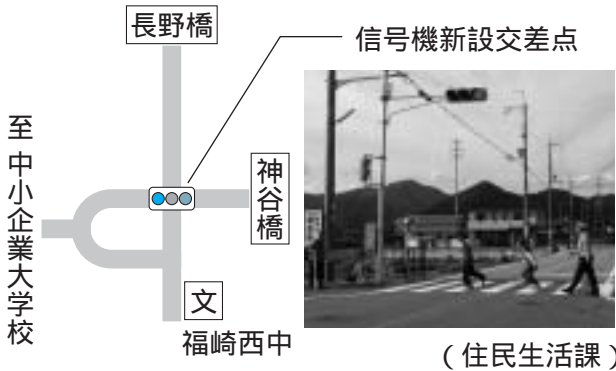


## 神谷交差点 信号機点灯のお知らせ



西治長野線と町道194号の交差点(神谷地区)に信号機が設置され、9月26日(月)に点灯されました。

信号機の点灯により交通の流れに変化が出てきますので、十分に注意して通行してください。



(住民生活課)

## 福崎町土地利用基本計画 (追補改訂版) 策定

このたび、市街化調整区域の総合的な土地利用の方針として「福崎町土地利用基本計画(追補改訂版)」を策定しました。

この計画は、平成17年度(平成18年3月)に策定された「福崎町土地利用基本計画」について、現在の土地利用等の地域動向や社会経済動向等にもとづいてデータ等を刷新し、土地利用計画を見直した改訂版です。

計画の主な内容

- ・第1章 福崎町の現状の把握・分析(改訂)
- ・第2章 土地利用計画の見直し

問い合わせ先

まちづくり課 都市計画係(内線336)

## ごみの分け方と 出し方について

### 資源ごみの分別について

### マナーを守ろう!

ごみは指定された収集日の朝8時30分までに出してください。決められた時間以外にごみを出したり、収集日以外のごみが出されているとごみステーションが不衛生になり、周辺の人にも迷惑がかかります。ごみ出しのマナーを守り、清潔で快適な環境作りを心がけましょう。

#### 空カン・空ビン

- ・福崎町の資源ごみ用のごみ袋で出してください。
- ・容器の中は水洗いして、空カン、空ビンは別々の袋に分けてください。
- ・スプレー缶やカセットボンベなどは穴を開けて不燃ごみで出してください。
- ・空ビンのふたやキャップははずして、プラスチック製の物はプラスチック製容器包装で、金属製の物は不燃ごみで出してください。



#### プラスチック製容器包装



- ・プラスチック製容器包装識別マークのついているものだけを出してください。
- ・福崎町の資源ごみ用のごみ袋で出してください。
- ・おもちゃなどのプラスチック製品について、50cm以下の物は可燃ごみ、50cm以上のものは粗大ごみです。
- ・食品などの内容物が付着して汚れが取れないものは可燃ごみで出してください。



#### ペットボトル

- ・福崎町の資源ごみ用のごみ袋で出してください。
- ・ラベル、キャップははずして、プラスチック製容器包装で出してください。
- ・ボトルの中は水洗いして、たくさん運べるように足で踏みつぶしてください。



#### 古紙(新聞・雑誌・ダンボール)

- ・種類別にひもで縛って出してください。
- ・折り込みチラシは新聞といっしょに縛ってください。
- ・雑誌とは本、マンガ、週刊誌、辞書、カタログなどです。
- ・ダンボールとは断面がナミ模様の紙を厚紙で挟んだ物です。ボール紙・厚紙はミックスペーパーで出してください。



#### ミックスペーパー



- ・紙製容器包装識別マークがついたものと、リサイクル可能な紙です。
- ・買い物などでもらった紙袋を使用してください。
- ・最小の大きさは名刺大です。名刺より小さいものやシュレッダーした紙、防水加工された紙は可燃ごみで出してください。
- ・紙パックは従来どおりスーパーなどの拠点回収に出してください。



(住民生活課)

## 農業委員会法制定60周年記念式典・ 兵庫県下農業委員大会 開催

9月7日(水)、神戸市の神戸文化ホールで、兵庫県農業会議の主催で、「農業委員会法制定60周年記念式典・兵庫県下農業委員大会」が開催されました。

来賓として、知事や県議会議員をはじめ国県の機関や関係団体を招き、農業委員会活動の事例報告会や東京大学大学院教授による「農業政策の展開方向と農業委員会への期待」をテーマとした記念講演会などが行われました。



農業委員会組織は、発足以来、「土地と人(担い手)」対策を社会的使命として、地域農業の振興と農村の発展に大きな役割を果たしてきましたが、平成21年の改正農地法等の施行によりその役割と機能が大幅に強化され、優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止・解消、農地の利用集積等を通じた担い手支援などについて一層の活動強化と成果の積み上げが求められています。このようななかで、今年、農業委員会法制定60周年の節目を迎えました。

福崎町農業委員会も7月に委員の改選が行われ、新たな体制で参加し、農業委員一人ひとりが自らの責務と役割を強く認識しました。

問い合わせ先 福崎町農業委員会(産業課内・内線394)

## 10月は土地月間 土地取引の届出をお忘れなく！

土地関係施策に次のものがあります。

公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度

県や町などが、都市の発展と秩序ある整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。土地を譲り渡そうとする場合には、町を経由して県知事に届け出なければなりません。(届出をしなかったり虚偽の届出をした場合、罰則が適用されることがあります。)土地を譲渡しようとする日の3週間前までに届け出なければなりません。

また、地方公共団体等に対して土地の買取りを希望する場合には、「申出」をすることができます。

### (届出が必要な面積)

- 都市計画区域内の都市計画施設の区域内等の土地 200㎡以上
- 上記以外の都市計画区域内の土地で市街化区域内の土地 5,000㎡以上

### (申出ができる面積)

- 都市計画区域内の土地 200㎡以上
- 都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地 200㎡以上

国土利用計画法にもとづく届出制度

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に町を経由して知事に届け出なければなりません。

### (届出が必要な面積)

- 市街化区域 2,000㎡以上
- 市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上
- 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

問い合わせ・相談先

兵庫県庁 都市政策課土地対策室

☎078-341-7711(内線4739)

福崎町役場 まちづくり課(内線336)

### 各種の相談事業(定例分)

サルビア会館でさまざまな相談を受けていますのでご利用ください。

人権相談

毎月第3水曜日 10:00~15:00  
(担当=住民生活課・内線374)

母子相談

毎月第2・4月曜日 10:30~15:00  
(担当=健康福祉課・内線353)

なやみごと相談

毎月第1・3水曜日 13:00~15:00  
(担当=社会福祉協議会・☎23 0300)

行政相談

毎月第3水曜日 13:00~15:00  
(担当=総務課・内線221)

## 10月・11月の行事予定



### 「あそびのひろば」

ドレミ 毎月第2木曜日  
 10月13日(木)・11月10日(木) 10:00～11:00  
 八千種研修センター  
 季節の歌を歌ったり、音に合わせてリズム遊び、身体遊びなどを楽しめます。  
 問い合わせ先：子育て学習センター

### ～子育て学習講座～

#### 親子ふれあいあそび

～えのちゃんが親子で楽しむ  
 いろいろなあそびをお届けします～

日時 11月9日(水) 10:00～11:30(受付9:45～)  
 場所 第1体育館 体育室  
 福崎町福田176-1(文化センター東)  
 講師 NPO法人生涯学習サポート兵庫 榎本英樹さん  
 持ち物 タオル、お茶  
 申込方法 子育て支援センターまたは子育て学習センターへ  
 「どうやって子どもとあそんだらいいの?」そんな声をよくききます。大切なのは「あそんであげる」ではなくて「いっしょにあそぶ」こと。いっしょにあそんで、いっしょに感じて、いっしょに笑う・・・そんな親子のコミュニケーションのヒントがぎゅっしりつまっています。  
 動きやすい服装でお越しください。

### 身体をいっぱい使って遊ぼう!

福崎幼稚園のお遊戯室で、お友達といっしょに身体をいっぱい動かして遊びませんか? 大きなトンネル・ボール・フープ・ダンボールなど、いろいろな遊具がありますよ。ピアノの音に合わせて、走ったり、転がったり、リズム遊びもしますので、ぜひご参加ください。  
 日時 10月25日(火) 10:00～11:30  
 場所 福崎幼稚園 お遊戯室  
 対象 1～3歳の子どものとその保護者  
 申込方法 子育て支援センターへ  
 定員 20組

### 幼稚園って・・・どんなところ? 親子でいっしょに参観してみませんか?

幼稚園ではどんなことをしているの? 今回のおしゃべり会では、福崎幼稚園での子どもたちの様子を親子でいっしょに参観したり、4歳児の絵本からの遊びなどを見せていただく予定です。  
 日時 11月22日(火) 10:00～11:30  
 場所 福崎幼稚園  
 対象 就学前の子どものとその保護者  
 申込方法 子育て支援センターへ  
 定員 10組

### ★第2回 すきっぷひろば

子どもといっしょに絵本やわらべうたあそびを楽しみながら、子育ての悩みを話したり、お母さん同士で情報交換したりして、ゆったりと過ごしませんか。第1回目とはまた違った楽しい内容を考えていますので、ぜひ、ご参加ください。申し込みは不要です。

### ★地域支援活動「すきっぷひろば」10・11月の予定

| 日程        | 実施場所  | 対象地区      |
|-----------|-------|-----------|
| 10月18日(火) | 余田公民館 | 余田・庄      |
| 10月21日(金) | 福田公民館 | 福田・駅前     |
| 10月24日(月) | 田尻公民館 | 田尻        |
| 10月28日(金) | 馬田公民館 | 馬田・出屋敷    |
| 10月31日(月) | 山崎公民館 | 山崎        |
| 11月4日(金)  | 北野公民館 | 北野・井ノ口    |
| 11月7日(月)  | 長目公民館 | 長目・中島・上中島 |
| 11月11日(金) | 西野公民館 | 西野・吉田     |
| 11月14日(月) | 桜公民館  | 桜・長野・神谷   |
| 11月18日(金) | 板坂公民館 | 田口・板坂     |

時間はいずれも10:00～11:00  
 対象地区以外の方も参加できます。  
 10月18日はミニディの利用者の方との交流も予定しています。



### 子育て学習センター (ともだちひろば)

開設日時  
 火・水・木・金曜日 9:00～15:00 } (祝日を除く)  
 第4土曜日 9:00～12:00 }  
 個別相談 毎月第3火曜日 10:00～14:00  
 10月18日(火)・11月15日(火)  
 相談員：木村才子さん  
 福崎町福田176-1(文化センター2階)  
 ☎22-7830 Fax22-2561

### 子育て支援センター (おひさまらんど)

開設日時  
 月曜日～金曜日 8:30～17:00 } (祝日を除く)  
 土曜日 8:30～12:30 }  
 個別相談 毎月第1火曜日 10:00～14:00  
 11月1日(火)  
 相談員：井手晴子さん  
 福崎町福崎新448-3(福崎幼稚園内)  
 ☎22-2308 Fax22-2313

子育て支援に関することはEメール ko-shien@town.fukusaki.hyogo.jp